

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
公 告	
○漁港及び漁場の整備等に関する法律による所有者不明の工作物等の措置（漁港漁場課）	1
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	1
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	1

告 示

高知県告示第73号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和8年2月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
高知中央東訪問看護ステーション	香南市野市町西野1008-8	プ 令 6 ・ 10 ・ 1
レステージ201		

メディカル薬局 清水店	土佐清水市幸町四丁目1	令 8 ・ 1 ・ 1
ニューヴァレマンション1F		
吉野歯科	須崎市大間東町188番地	〃 〃 〃

高知県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年2月13日

高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和7年10月31日	有限会社ナオキ 香美市土佐山田町楠目39番1号	薬局清流 香美市土佐山田町楠目39番1号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

公 告

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和8年2月13日

上ノ加江漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
高岡郡中土佐町上ノ加江 漁船修理場用地
(1) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.48メートル、船幅1.68メートル）
(2) FRP船1隻（船名不明、船舶番号282-17322、船長6.36メートル、船幅1.57メートル）
(3) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.45メートル、船幅2.27メートル）
- 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に上ノ加江漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 漁港管理者の措置
上ノ加江漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、

当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和8年2月13日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年1月5日 7高都計第562号	(第1工区) 吾川郡いの町字五反田231番地4、256番地	高知市葛島四丁目1番16号 セキスイハイム東四国株式会社 代表取締役 木村 勲

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第107号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和8年1月27日に、次のとおり指示した。

令和8年2月13日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（採捕の制限）

- 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）
(2) 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合（制限区域）
- あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。
(1) A区域（天皇洲の区域）
次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び

点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

(2) B区域(宇佐大橋の南西側の区域)

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び
点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(殻長の制限)

- 3 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、殻長3センチメートル未満のあさを採捕してはならない。
(標識の携帯)
- 4 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、あさを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。
(報告書の提出)
- 5 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
(採捕の承認の取消し)
- 6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)の規定に違反してあさを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。
(事務の取扱い)
- 7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。
(指示の有効期間)
- 8 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。